

返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は平成28年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度をめどに給付型奨学金を創設すること。
2. 向学心のある全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、無利子奨学金の基準を満たしていながら採用枠の関係で採用されず、有利子となっている残存適格者を直ちに解消すること。
3. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、低所得者にも配慮し、既卒者への適用も推進すること。あわせて現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月23日

大 阪 府 茨 木 市 議 会